

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(令和四年十一月一八日法律第八四号)

一、**提案理由**（令和四年一〇月二六日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会）

○寺田国務大臣 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月から五月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

次に、その法律案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和五年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を、都道府県及び指定都市の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあつては同月二十三日に統一をすることとしております。

第二に、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとする事、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること等、必要な特例を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

……………（略）……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、**衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告**（令和四年十一月一日）

○平沼洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月から五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十月二十五日に本委員会に付託され、翌二十六日に寺田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨三十一日に質疑を行い、順次採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（令和四年十一月一日）

○古川俊治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、統一率が低下する中で統一地方選挙を実施する意義、在外国民審査制度が導入されていなかった理由と審査権行使のための環境整備、郵便等投票や国民審査における点字投票を改善する必要性、子供を連れた選挙運動に係る公選法上の解釈等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。